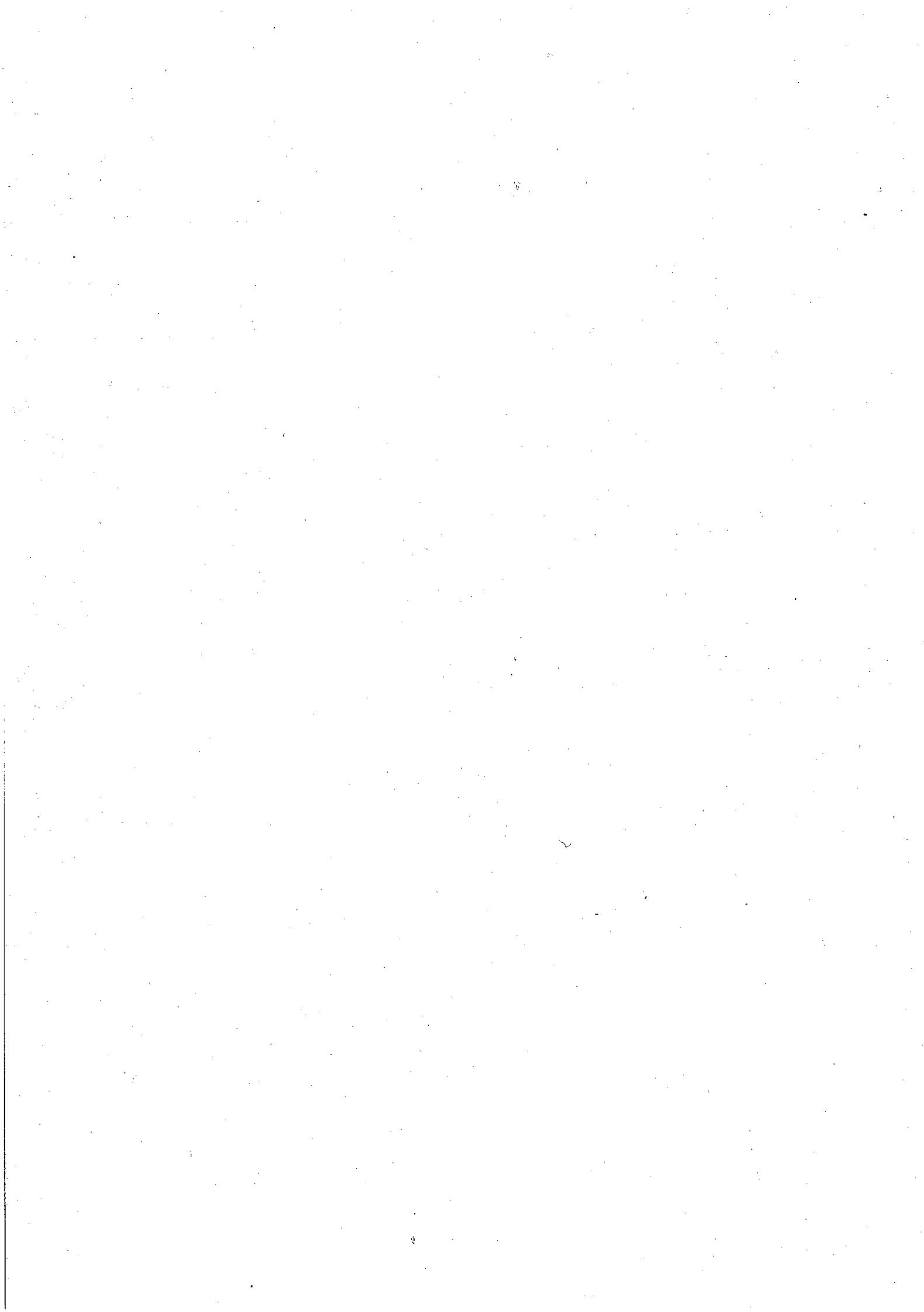


# 東京都財政健全化計画

平成 8 年 1 月

東 京 都



## 目

## 次

頁

はじめに	1
------	---

I 都財政の現状と課題	2
-------------	---

II 財政健全化の目標	3
-------------	---

III 財政健全化の基本的考え方	3
------------------	---

IV 財政健全化の方策	
-------------	--

## 1 内部努力

(1) 組織の見直し	4
(2) 職員定数の削減	5
(3) 給与費の見直し	6
(4) 事務経費の節減	6

## 2 施策の見直し

(1) 行政改革大綱に掲げた 64 項目の具体化	7
(2) 投資的経費の削減	8
(3) 経常的経費の見直し	9
(4) 区市町村への財政支援の見直し	10
(5) 財政支出監理団体に対する財政支出の適正化	12
(6) 制度の根本にまで遡った施策見直し	13

## 3 歳入確保努力等

(1) 徴税努力による都税収入の確保	27
(2) 受益者負担の適正化	28
(3) その他の方策	30

4 財政運営・予算編成手法の改善	
(1) 基金活用の改善	31
(2) 都債発行基準の設定	33
(3) 予算編成手法の改善	34
V 財政健全化計画による財源捻出目標額	
1 財政健全化方策の実施による財源捻出目標額	36
2 平成9年度の財源不足への対応	39
VI 財政健全化計画の実施体制	42
おわりに	43
参考資料	45

## はじめに

21世紀を目前に控えた現在、わが国は、歴史的なターニングポイントに立っている。経済成長の高い伸びを前提とした税収の大幅な自然増はもはや期待できない中で、本格的高齢社会の到来などに伴う行政需要の増大に対して、いかに応えていくかが大きな課題となっている。今日、国・地方を通じ、行財政改革や地方分権の推進などが強く求められているのはこうした時代の要請によるものである。

都政においても、今後、山積する課題を解決していくためには、従来の延長線上の今までの行政運営では不十分であり、根本的な方向転換が必要不可欠である。

都財政は現在、極めて深刻な状況に直面している。当面する巨額な財源不足への対処はもとより、時代状況の変化に的確に対応し、都政に寄せられる都民ニーズに確實に応えていけるよう、財政体質の転換を図っていかなければならない。そうした真の財政の健全化を成し遂げてこそ、都政が長期的にその使命を果たしていくことが可能となるのである。

その意味において、都における財政健全化の取組みは、国・地方を通じた行財政改革と軌を一にするものである。

以上の認識に立ち、都は、8年度から10年度を計画期間とする財政健全化計画を策定した。今後、都民、議会をはじめ、関係者及び関係団体等の理解と協力を得ながら、この計画を着実に実施に移し、財政健全化に向けた取組みを全庁挙げて行っていく考えである。

## I 都財政の現状と課題

近年の都財政は、歳入の根幹をなす都税収入が大幅に落ち込み、その後長期にわたり低迷する状況に対して、各種基金の取崩しや都債の積極的な発行など、財政の対応能力を活用することにより、歳出水準を維持し、景気対策や行政サービスの確保に努めてきた。

その結果、収支が好調な時期に積み立てた基金の残高はほぼ底をつき、また、仮に都債をこれまでと同程度の規模で発行したとしても、現状のままでは、9年度には5,000億円、10年度には4,300億円もの巨額の財源不足が見込まれる事態となっている。

また、この間、都債を大量に発行してきた結果、都債残高は急速に増大し、今後公債償還費が急増することが見込まれることから、このままでは近い将来起債制限団体への転落も予想される。

さらに、財政構造の面においても、経常収支比率が7年度で96.3%にも上昇するなど、昭和50年代前半の財政再建期の水準まで財政硬直化が進行し、経常的な収入だけでは、経常的な施策を継続して実施することが困難になりつつある。

以上のように、都財政は、もはや財政の対応能力に頼って高い歳出水準を維持することが不可能な状況となっている。

この状態を放置するならば、都政は、新たな都民ニーズに応えていくこととはもとより、現在の行政サービスを実施することも難しくなる。活力ある生活都市東京を将来の子どもたちに引き継ぐ上でも、財政を健全な状態に回復させ、持続させていかなければならない。

将来の世代に過大な負担を残すことなく、都政がその使命を果していくためには、早急に今日の厳しい財政状況を克服するとともに、財政体质の転換を図っていくことが課題である。

## II 財政健全化の目標

財政健全化を進めるに当たっては、次の3点を目標とする。

第一に、当面する巨額の財源不足を10年度までに解消することである。

第二に、起債制限団体への転落を回避することである。

第三に、上記目標の実現をめざす中において、新たな都民ニーズに柔軟に対応できる弾力的な財政体質を確立することである。

## III 財政健全化の基本的考え方

財政健全化の取組みを進め、上に掲げた3つの目標を達成するためには、これまでにない思い切った方策を果敢に実行することが必要不可欠である。

このため、まず第一に、都自らが時代状況の変化を的確に受け止めて自己変革を推進し、組織の見直し、職員定数の削減、給与費の見直しなど、徹底した内部努力を確実に実施していくこととする。

第二に、社会経済環境の変化を踏まえ、都の実施する諸施策を抜本的に見直すこととする。

第三に、都税収入の大幅な伸びが期待できない中にあって、歳入を確保するための方策を実施することとする。

第四に、この間の財政運営の経験を踏まえて、財政運営、予算編成手法の改善に取り組むこととする。

本計画では、以上の基本的考え方に基づき、これまでの慣例等にとらわれず、必要性、緊急性等の観点から、既存の都政運営、施策を厳しく洗い直すための諸方策を提示する。今後、早急に計画の具体化の実施を図り、9年度及び10年度予算へ反映させていくこととする。

## IV 財政健全化の方策

### 1 内部努力

財政健全化への取組みを真に実効性あるものとするためには、従来の慣習などにとらわれることなく、大胆な発想と的確な判断をもって施策全般の見直し等を推進しなければならない。

そのためには、職員一人ひとりが、都の置かれている現下の厳しい財政状況を十分認識し、自らの問題として、それぞれの職場で率先して見直しに取り組むべく、意識改革を図る必要がある。

このため、職員提案制度等を活用して職員から改善案を募り、可能なものを実施する。

都は、これらの取組みを行い、財政健全化による都民サービスや都民負担への影響を真摯に受け止め、都民の理解と協力を得るためにも、それに先立って、都自らが徹底した内部努力を実施しなければならない。

#### (1) 組織の見直し

##### ① 基本的考え方

時代状況の変化を的確に受け止め、行政需要に対し最も効率的、効果的に対応していくために、都の組織をさらに簡素で効率的な執行体制となるよう再編を図る。

##### ② 実施方針

行政改革大綱に基づき、事業内容の変化への対応、事業所の適正配置、施設建設から維持管理への重点シフト、複数局にまたがる課題への取組み体制の整備、地方分権への対応や区市町村との

役割分担の明確化などの観点から、既存組織の見直しを着実に実施する。

あわせて、庁内における権限委譲により意思決定を迅速化し、事務の効率化や組織の活性化を図る。

また、職員の創意工夫を生かすなど、事務改善の強化を図ることにより、事務効率と都民サービスの向上に引き続き取り組む。

## (2) 職員定数の削減

### ① 基本的考え方

都は、これまでも事務事業や執行体制の見直しとともに、職員定数の削減に努め、昭和55年度から7年度までに23,085人の削減を実施してきた。

今後の職員定数についても、環境の変化に的確に対応した職員配置をめざし、限られた人的資源の重点的・効果的配分を行うとともに、執行体制の簡素効率化にさらに積極的に取り組む。

### ② 当面の削減計画

行政改革大綱に基づき、8年度を初年度とした「職員定数配置計画」を策定したところであり、この計画を着実に実行することにより3か年で4,500人の職員定数の削減目標を達成する。

なお、引き続き、職員定数については、事務事業の効率化や施策の抜本的な見直しなどと併せて一層の適正化に努める。

### ③ 早期勧奨退職の実施

現行の勧奨退職対象年齢を引き下げた早期退職の促進策を時限的に実施することにより、上記の定数削減計画の実効性を確保するとともに、職員の新陳代謝を図る。

### (3) 給与費の見直し

職員の給与について、現下の都財政の厳しい状況を踏まえ、時代変化や民間の動向、職務内容の変化に的確に対応するなどの観点から、諸手当や調整額の見直しを行うなど、今後とも一層の適正化に努める。

### (4) 事務経費の節減

一般事務費について、厳しく節減する。

## 2 施策の見直し

### (1) 行政改革大綱に掲げた 64 項目の具体化

#### ① 基本的考え方

行政改革大綱の「施策の効果的展開のための見直し」に掲げた 64 項目については、9 年度予算において可能な限り具体化を図り、300 億円程度を目途に財源を捻出することとする。

その後も、引き続き見直しを実施し、その内容を 10 年度予算に反映することとする。

#### ② 平成 9 年度に実施すべき主な事項

9 年度予算において実施すべき主な事項とこれによる財源捻出目標額は、以下のとおりである。

##### ○ 事業系ごみの全面有料化

8 年 12 月から、排出量に応じた手数料を徴収

119 億円

##### ○ 道路整備特別交付金

段階的に縮小し、10 年度をもって終了

136 億円

##### ○ 建築コスト

建築コストの低減

30 億円

##### ○ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助

所得制限を段階的に導入

4 億円

## (2) 投資的経費の削減

### ① 基本的考え方

これまで、投資的経費の主要な財源である都債を大量に発行して、社会資本整備を促進してきたことにより、今後その償還費が急増し、このままでは起債制限団体へ転落することも見込まれている。

こうしたこと等を踏まえ、限られた財源の重点的、効率的配分を徹底し、都の財政力で対応可能な範囲に投資的経費の総額を抑制することとし、10年度までに8年度予算額の7割程度の水準まで削減することとする。

### ② 実施方針

上記の基本的考え方に基づき、9年度予算において、マイナス・シーリングによる削減を含め、可能な限り見直しを実施するとともに、10年度予算においても、引き続き見直しを行う。

### (3) 経常的経費の見直し

#### ① 基本的考え方

経常的経費については、社会経済情勢の変化を踏まえ、今日的視点から、事務事業の必要性、緊急性を検討し、その廃止、縮小を行うとともに、維持管理経費を見直すことなどにより、経費の大幅な縮減を図ることとする。

なお、新規事業については、スクラップ・アンド・ビルトの原則に立ち、真に必要かつ緊急なものについてのみ、既定事業の徹底した見直しを行った上で、原則として終期を設定し実施する。

また、財政の健全化が図られるまでの間、事業のレベルアップは、原則として停止することとする。

#### ② 実施方針

上記の基本的考え方に基づき、9年度予算において、マイナス・シーリングによる500億円程度の削減を含め、可能な限り見直しを実施するとともに、さらに10年度予算においても、引き続き見直しを行う。

#### (4) 区市町村への財政支援の見直し

##### ① 基本的考え方

区市町村への財政支援については、以下の視点に立って、見直しを実施する。

- ア 都と区市町村との役割分担の一層の明確化を図る。
- イ 区市町村の自主性・自立性を一層高める。
- ウ 財政支援の重点化により重要課題への対応を促進する。
- エ 都と区市町村の事務の簡素効率化を図る。

##### ② 見直し対象の基準

- ア 次の各項に該当する補助金について、整理合理化を図る。
  - 社会経済情勢の変化等に伴い、既に補助の必要性の薄れたもの
  - 獎励的モデル事業への補助として開始されたが、既にその目的を達成したもの
  - 区市町村事業として、普及促進を図るために開始した補助で、開始から相当程度時間が経過したもの
  - 一定額以下の零細補助金など補助としての効果の乏しいもの
- イ 都と区市町村との役割分担の明確化を図る必要のある事業補助について、補助率の適正化を図る。  
(原則として、補助率1/2を超えるもの)

ウ 補助の目的、対象事業などが類似しているものは、統合・重点化を図る。

### ③ 包括的補助金のあり方

市町村に対する包括的補助金については、個別補助金の見直し状況等を踏まえながら、市町村の財政状況等に応じた補助方式などを含め、さらに検討を進める。

### ④ 実施方針

- 上記基準により見直し対象となる補助金の選定を行い、9年度の早い時期に見直し案を策定する。
- 見直しの内容については、10年度予算に反映させる。
- なお、9年度より実施可能なものについては、9年度予算に反映させる。

## (5) 財政支出監理団体に対する財政支出の適正化

### ① 基本的考え方

財政支出監理団体については、行政改革大綱に沿って統廃合を進めるとともに、各団体の自主的自律的な経営を促進し、より一層経営責任の明確化と効率的効果的な事業執行を確保する観点から、財政支出の適正化を図る。

### ② 適正化の視点

ア 財團法人等公益法人については、各団体の設立趣旨を踏まえ、事業の必要性や財政支出の範囲等を厳しく精査し、少なくとも都が直接執行する場合よりも効率的効果的な事業執行とすることを基本に財政支出を見直す。

イ 株式会社については、各社が自らの責任に基づき、的確な経営判断の下で主体的に経営することが基本であり、都は出資者として、事業経営の健全性が図られるよう、適切に関与していく。

### ③ 実施方針

類似関連事業の整理・連携、事業執行や営業活動の効率化、管理部門の縮減などの観点から、団体の事業再編及び統廃合を促進する。

また、団体の自律的経営を促進し、経営責任を明確化するため、団体の分類基準を見直し、9年度に経営評価制度を導入するなど、必要な条件整備を行う。団体数、常勤役員数及び役員報酬等については、改善目標の設定と、その具体化のための方策を検討するとともに、財政支出の見直しについては、10年度予算から反映させていくこととする。

## (6) 制度の根本にまで遡った施策見直し

### ① 基本的考え方

都政が、中長期的に社会経済環境の変化に柔軟に対応し、都民の新たなニーズに的確に応えていくためには、不斷に諸事業を見直していくことが必要である。

特に、今後、都税収入の大幅な伸びを期待できない状況を踏まえると、従来の事業の枠組みを維持したままでは、新たな都民ニーズに応えることが不可能になることはもとより、既に実施している事業の継続も困難となることが予想される。

したがって、都の実施している現行の施策の総点検を行い、制度の根本にまで遡った見直しを行うことにより、都民の新たなニーズに応えられる強固な財政体質を確立していくこととする。

### ② 見直しの視点

#### ○ 時代変化への適応

事業が開始された当初とは社会経済状況が変化したことにより、事業の必要性が薄くなっているのではないか。

#### ○ 役割分担の適正化

区市町村や民間との役割分担のあり方から見て、都が実施していることについて妥当性があるか。

#### ○ 公平性の確保

サービスを受益する都民とそれ以外の都民との間に、不合理な不均衡が生じていないか。

### ③ 見直し対象事業

施策の総点検・抜本的見直しは、基本的に都のすべての事業を対象として実施することとする。

見直しの対象となる事業のうち、今後の都政の方向性を定めていく上で、そのあり方を論議することが重要と考えられる事業で、かつ事業規模の大きなものを、ソフト・ハード両面について例示すれば以下のとおりである。

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ○私立学校経常費補助     | ○市街地再開発事業     |
| ○老人医療費の助成（都制度） | ○道路・街路・中小河川整備 |
| ○シルバーパスの交付     | ○清掃事業         |
| ○中小企業制度融資      | ○都立高校の適正配置    |
| ○公営住宅の建設・管理    | ○下水道事業        |
| ○都民住宅の供給       |               |

上に例示した事業について、制度の問題点や事業実施上の問題点などを整理すると、別紙のとおりである。

### ④ 実施方針

8年度及び9年度において、事業の総点検を行い、9年度の早い時期に見直し実施案を取りまとめ、10年度予算に反映させる。

## 私立学校経常費補助

8年度予算額 1,244億円

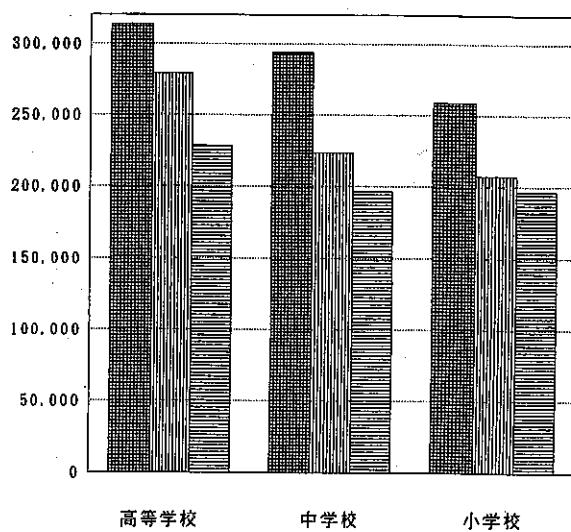
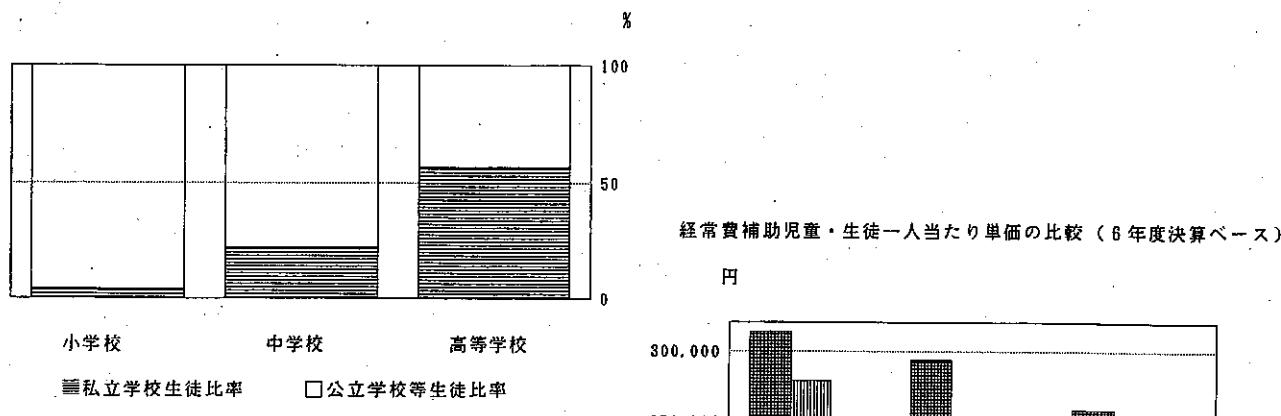
## 事業の概要等

- 教育条件の維持向上や保護者負担の軽減、経営の健全化等を図るために私立学校を設置する法人等に対し、経常費の一部（補助率 50%）を補助している。

## 問題点等

- 少子化の進展により、61年度には、都内公立中学校卒業者は約16万人であったものが、62年度には約10万人にまで減少している。しかし、併設中学校からの入学者が増加していることもあり、都内私立高校生徒数は微減にとどまり、助成単価の引上げが図られてきたことなどにより経常費補助は漸増傾向にある。
- 62年度でみると、都内在校の児童・生徒のうち、高校では57%が、義務教育である中学・小学校では、それぞれ22%、4%が、私立学校に通学している現状にある。

都内公立・私立学校生徒比率（62年度）



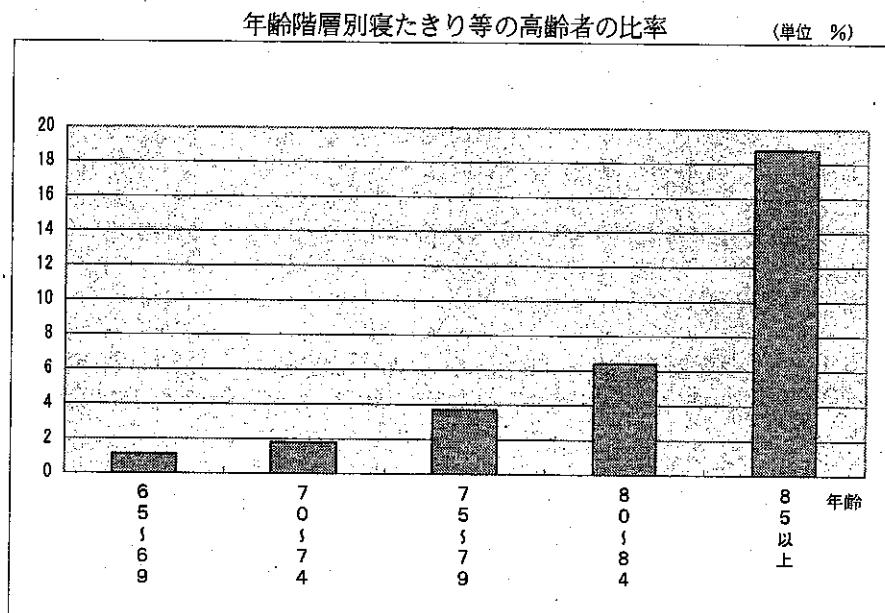
資料：私立高等学校等経常費補助金参考資料（文部省）

<b>事業の概要等</b>	○ 高齢者の医療費負担を軽減するために助成を行い、老人保健の向上に寄与することなどを目的として、44年度から実施している。
	○ 国制度の年齢要件（70歳以上）を引き下げ、65～69歳の国民健康保険の被保険者又は社会保険の被扶養者である本人の所得が基準額以下の高齢者を対象としている。
	○ 医療保険制度上自己負担とされる医療費から一部負担額（外来の場合1,020円／月）を控除した額の全額を助成している。

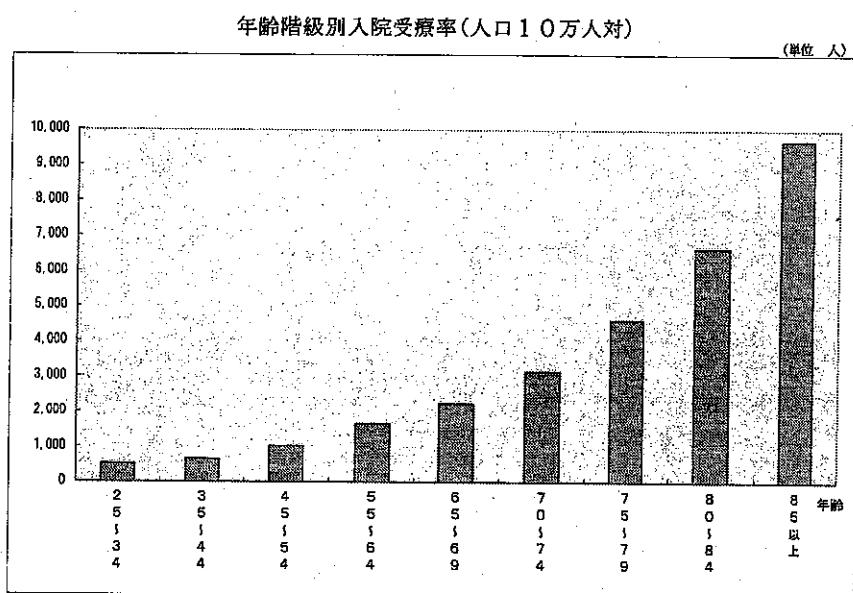
**問題点等**

- 本制度は、40年代、平均寿命が70歳前後で、年金制度が未成熟で高齢者の所得が低く、医療保険制度も不十分であった時代背景の下で、医療費負担を軽減することにより、高齢者の受診機会の確保を図ることを目的として導入された。
- 現在の平均寿命は、制度導入当時と比較して8歳前後も高くなるとともに、65～69歳の寝たきり率、痴呆率、受療率は75歳以上の、いわゆる後期高齢者に比して低い。
- 年金制度が充実している一方、医療保険制度においても、給付率の引上げや高額医療費制度の導入など改善がなされている。
- 本制度による65～69歳の高齢者1人当たりの負担軽減額は、入院・通院あわせて平均して月額6千円程度である。なお、寝たきり者については、国制度においても助成対象とされている。
- 今後、21世紀には、後期高齢者が急速に増加する段階を迎えることから、寝たきり者等介護を要する高齢者が大幅に増加することが予想され、これに対応することが緊急の課題となっている。

(図表)

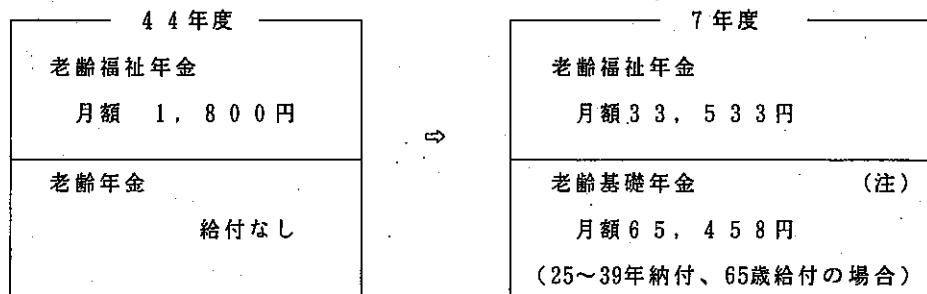


(7年度東京都社会福祉基礎調査報告書)



(厚生省「患者調査」 5年10月)

国民年金制度の成熟化  
老齢福祉年金及び老齢(基礎)年金の推移



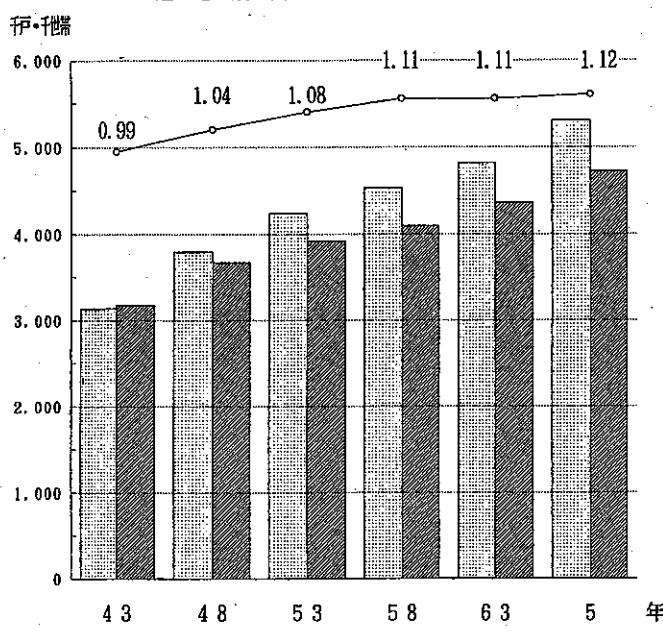
(注) 61年4月から実施された年金制度の改正により、制度改正後に受給権が発生した者は、老齢基礎年金を受給することとなった。

- 事業の概要等**
- 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者のための住宅として、供給されてきた。
  - 3年度に策定された住宅マスター・プランに基づき、3年度から12年度までの10年間に東京都が関与・支援する住宅を35万戸供給することを目指している。
  - これに沿って、都営住宅については、8年度では、既存の約25万戸に対して4千戸建て替えるとともに、新規に1,800戸を供給することとしている。
  - 都営住宅の使用料については、適切かつ公正な負担を実現するため、7年1月から「応能・応益的使用料負担制度」を実施している。

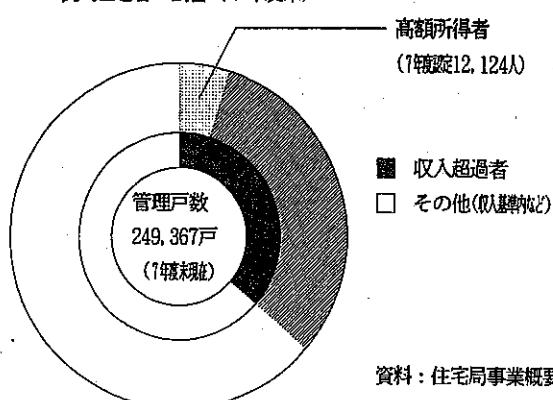
### 問題点等

- 民間賃貸住宅の家賃や民間分譲住宅の価格がバブル崩壊後低下傾向にある中で、都における住宅総数は世帯総数を上回っており、5年における1世帯当たりの住宅数は1.12で、都内の住宅は質的にはともかく量的には充足された状況にある。
- 都営住宅は、住宅に困窮する低額所得者のための都民共用の財産であるが、その入居者実態をみると、7年度では入居者の約36%（約9万人）が収入基準を超過しており、そのうち約1万2千人は、例えば第1種住宅で収入基準の約1.7倍（4人世帯で年収702万円）を超える高額所得者であり、必ずしも低額所得者に適切に供給されているとは言えない状況にある。  
高額所得者が入居している戸数は、8年度新規着工戸数（1,800戸）の約7倍にも相当する。（用地費を含めた1戸当たりの建設単価は約4,800万円である。）
- 今後は、地域的な居住ニーズにも配慮し、既存ストックを活用しながら、高齢者や障害者向けなど、地域の福祉施策と連携した公営住宅のあり方が求められている。

住宅数及び世帯数の推移



収入超過者の割合（7年度末）



資料：住宅局事業概要

資料：住宅局事業概要（住宅統計調査）

## 都民住宅の供給

8年度予算額 549億円  
(都民住宅供給助成費+特定公共賃貸住宅建設費)

事業の概要等	○ 中堅所得者を対象とした新しいタイプの住宅として、地価を直接家賃に反映させない工夫をこらし、都が自ら供給、又は財政上の援助により供給される公共住宅
	都民住宅
	都施行型（都が建設し、管理する方式）
	住宅供給公社施行型 (公社が建設し、管理する方式)

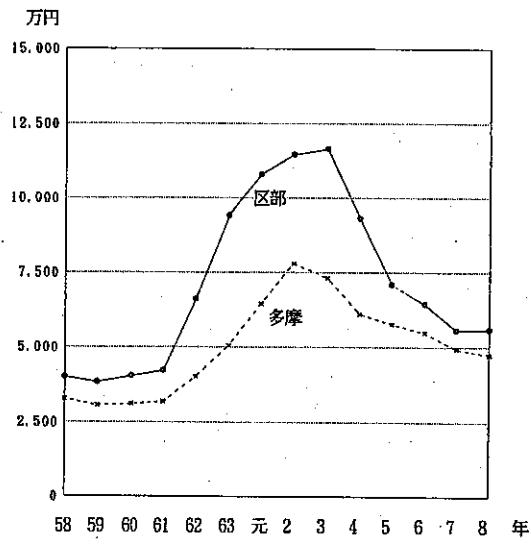
公社・法人管理型（公社又は都が指定する法人が民間の賃貸住宅を借り上げ、又は管理受託により管理する方式）

これらに対して、都は、建設費及び家賃について補助を行っている。

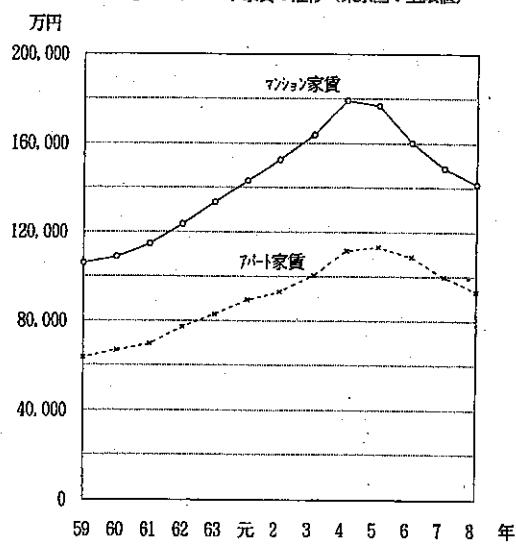
## 問題点等

- 都民住宅制度は、地価高騰が著しく、家賃が大幅に上昇するという状況の下で、中堅所得者層への住宅供給を目的として、2年度に発足したものであり、7年度までに約2万戸を供給してきている。
- 都民住宅入居者は、民間住宅を活用する公社・法人管理型の場合、年収約7百万円の4人家族の標準的な家庭で、例えば3DK 65m<sup>2</sup>の住宅に入居すると、当初の月額家賃の設定額が約15万円に対して、実際の負担額は、1年目は月額約10万円、4年目で約12万円である。差額については都が助成することしている。
- 1戸当たりの助成額は、民間住宅を活用する公社・法人管理型の場合、8年度予算ベースで、約18百万円と見込まれている。（うち建設関連経費約9百万円）
- 都民住宅建設を、現行制度のままで、現在の供給規模（8年度予算 6,600戸）を継続していくと、8年度から17年度までの10年間の新規着手分を含め、後年度負担として約2兆4,700億円の財政負担となる。
- 住宅価格の下落や家賃水準の低下が見られ、中堅所得者層の住居費負担能力が相対的に向上している現状を踏まえ、事業の規模・目的、供給地域や家賃補助の対象等、施策のあり方について検討する時期にきている。

マンションの平均価格(15歳)



マンション・アパート家賃の推移(東京圏: 上限値)



\* 8年度は1月～6月までの実績

資料：住宅局事業概要

\*各年とも2月の調査

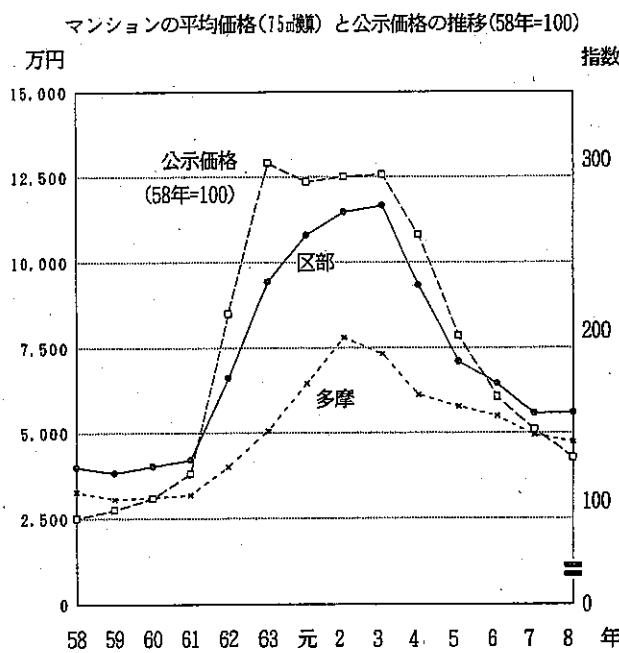
\*マンションは3DK、アパートは2DKである。

\*資料：(株)住宅新報社

事業の概要等	○ 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、都市再開発法に基づき施行される。 都市計画決定済…99地区（うち都施行 7地区、組合施行 67地区等）	
	8年度に予算計上されている主な地域	
	地区名	施行規模
	白鬚西	48.8ha
	亀戸・大島・小松川	98.6
	赤羽北	3.5
	北新宿	4.7
	環状2号線	7.5

## 問題点等

- 市街地再開発事業は、既成市街地などにおいて土地の高度利用を図り、一体的かつ総合的なまちづくりを進め、防災機能の向上や都市機能の更新を図る事業であり、生み出される開発利益を保留床を売却する形で回収し、それを主たる財源として事業経費を賄うものである。
- 地価が下落し、今後かつてのような地価上昇が見込めない中にあっては、大幅な開発利益を期待することはできず、建設工事費などの支出を賄うための保留床処分金収入の見通しが困難になると予想されるなど、市街地再開発事業をめぐる環境は厳しくなってきている。
- 特に土地の買収を前提とし、地価変動に敏感な現行の都施行（第二種）の場合には、地価が下落する状況の下では、事業収支の見通しが不安定になり、都の財政負担が大きくなるおそれがある。



\* 8年度は1月～6月までの実績

資料：住宅局事業概要

\* 公示価格は区部の全用途平均を指数化

：東京の土地1995

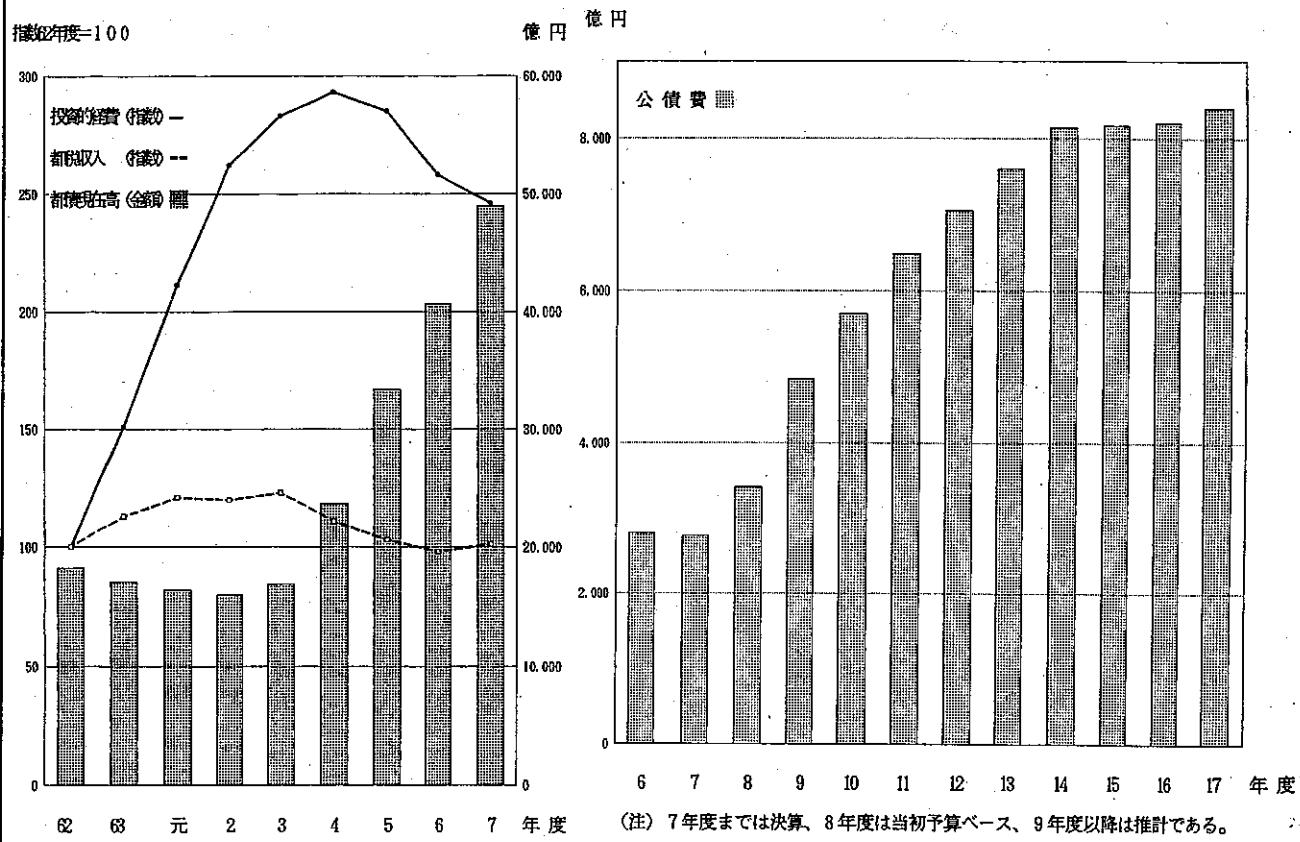
事業の概要等	○ 道路・街路整備 ・8年4月現在、東京の道路総延長は約23,224km（うち都道2,220km）である。 ・都においては、以下の5項目を柱として、道路の整備に努めている。 ①都市の骨格を形成する幹線道路の整備、②橋梁の整備、③生活に密着した道路の整備、④山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備、 ⑤鉄道の連続立体交差化
	○ 中小河川整備 市街化区域内で改修を要する46河川・324kmについて、1時間50ミリの降雨に対処できるよう整備を進めている。また、33年の狩野川台風を教訓に、1時間75ミリの降雨への対処も視野に入れ、地下調節池等の整備を進めている。

## 問題点等

- 8年度の道路・街路整備費の予算額は2,619億円で、都税収入が同程度の水準である62年度と比較して2.3倍の水準となっている。中小河川整備費の予算額は619億円で、62年度の1.2倍となっている。
- 近年、これら事業費が急激に拡大した結果、都の歳出予算全体に占める投資的経費のウエイトは、62年度の15.6%から8年度の22.2%へと上昇している。
- 投資的経費は、その主な財源を、借金である都債に依存しているため、都債の残高も急上昇し、今後その償還負担が急増する見込みである。このまま推移すれば、近い将来起債制限団体に転落するおそれがある。
- 今後は財政負担に配慮しながら、より優先度の高い事業に対して財源の重点的配分を図り全体として整備ペースを緩めていくことが課題となる。

投節的経費（一般会計予算）、都税収入及び都債残高（一般会計決算）の推移

公債費負担の推計（一般会計）



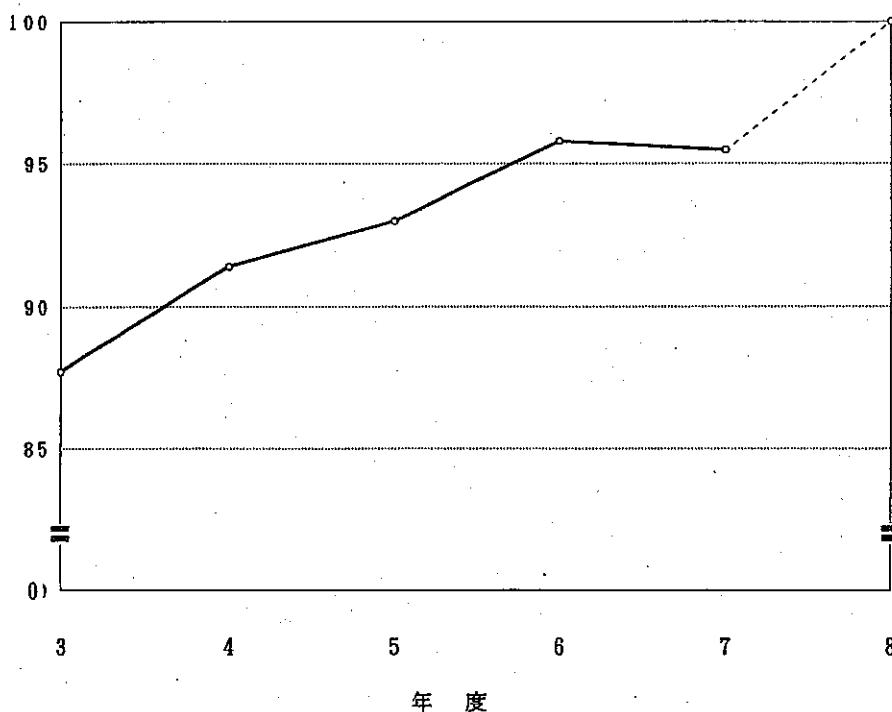
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別区の区域において、ごみの収集・運搬・処分を実施している。7年度の収集量は約424万トンで、前年度に比べて1.8%の減となっている。</li> <li>○ ごみ収集量のうち、推計で61%（約260万トン）が事業系ごみであり、従来無料で収集していた一日平均10Kg以下についても、本年12月から有料化することとしている。</li> <li>○ 特別区の区域の清掃事業については、自区内処理の原則等を柱しながら、12年度の区への事業移管に向け、都区双方が準備に取り組んでいる。</li> </ul>
--------	---

### 問題点等

- ごみの発生量は元年度をピークとして減少傾向にあり、今後の見通しには不透明な面があるものの、資源化努力等の社会的要請を考慮すれば、その量をさらに抑制していくことが求められている。
- 7年度の焼却率（排出される可燃ごみ量に対する焼却処理される量の割合）は約95%と高まっており、8年度中には全量焼却が達成される見込みである。今後、安定的な処理体制の確立を目指しながら、容器包装リサイクル法の施行や事業系ごみ全面有料化等の新たな状況を踏まえて、処理施設等の体系的かつ効率的な整備を図っていく必要がある。
- 新海面処分場以降は、東京港内には最終処分場の確保が困難な状況から、ごみ減量施策を推進し、最終処分場の可能な限りの延命化を図ることが重要な課題である。

%

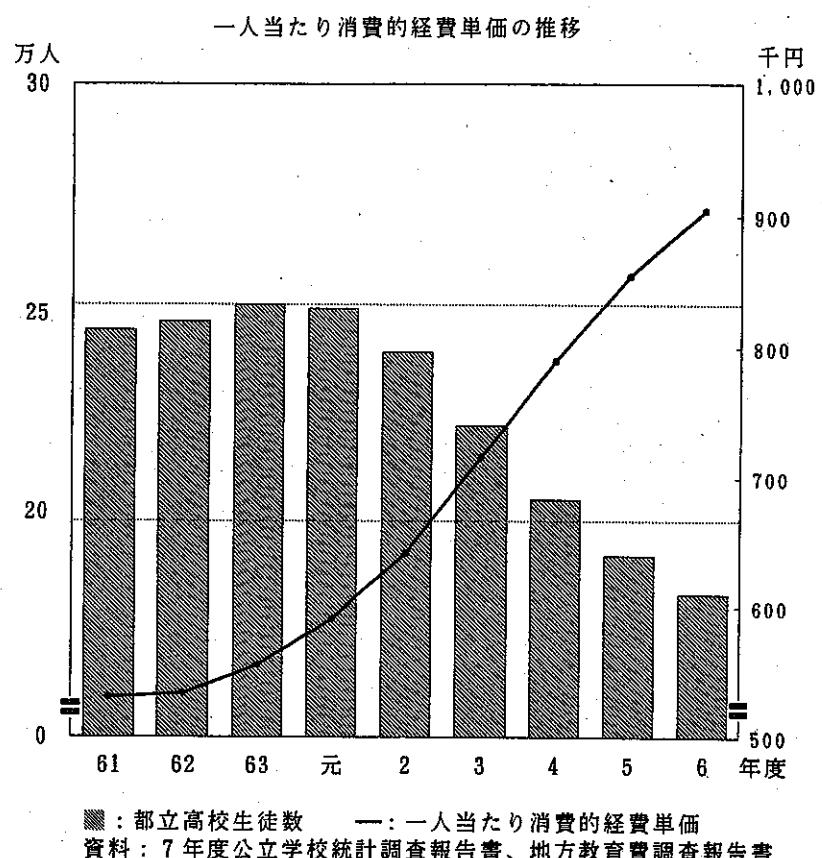
可燃ごみの焼却率の推移



事業の概要等	○ 都立高校に学ぶ生徒の能力・進路希望の多様化及び今後の生徒数の減少を踏まえ、都立高校の個性化・特色化の推進、教育条件の整備及び学校の適正規模・適正配置など、21世紀における都立高校のあるべき姿について検討し、「都立高校長期構想」を策定中である。

## 問題点等

- 就学児童・生徒が減少する中で、都内公立中学校卒業者数が近年のピークであった61年度の約16万人から6年度には約10万人と3分の2に減少し、このまま推移すると、16年度においては約7万人程度にまで低下することになる。これに伴い、都立高校の生徒数は、ピーク時（63年度）の約25万人から6年度には約18万人と約3割も減少している。  
しかし、6年度の都立高校数は212校で、63年度とほぼ同数である。
- この間、教育環境の充実が図られてきたこともあり、都立高校の運営費のうち消費的経費の生徒一人当たりの単価は、物価上昇率（約1.1倍）を大きく上回り約1.6倍となっている。
- 都立高校の個性化や特色化を推進するとともに生徒数の減少に応じて、その適正配置を図り、これからのが都立高校のあるべき姿を検討していく必要がある。



## (2) 受益者負担の適正化

### ① 基本的考え方

都はこれまで、使用料・手数料については、受益者負担適正化の観点から、原価主義を原則として、3年以上改定を行っていないものを見直しの対象としてきた。

その結果、全体としては、料額水準の適正化は図られてきたものの、現段階においてなお不十分な点が認められるので、改めて根本的に見直しを実施する。

### ② 見直し対象の基準

ア 民間で同種のサービスが提供されている場合であって、民間と比較して、料額が著しく不均衡なもの

(例) ・ 霊園：墓地永代使用料 41万2千円／1基 (4 m<sup>2</sup>)

(参考) 民間平均(市町村部)

140万円程度／1基 (4 m<sup>2</sup>)

・ 東京芸術劇場：大ホール(1,999席) 全日 107万円

(参考) 民間 Sホール(2,006席) 全日 310万円

イ 料額と原価との乖離が著しいため原価の回収率の低いもの

(例) ・ 東京都写真美術館観覧料：回収率 11.8%

・ 東京武道館トレーニングルーム：回収率 19.0%

ウ 受益と負担との関連において、料額設定に不均衡がみられるもの

(例) ・ 都立高校入学金：無料

・ 都営住宅付加使用料：収入基準超過者（高額所得者を含む）に対する使用料は、付加使用料と合わせて、現在、最高で一般使用料の限度額の 1.4倍

### ③ 見直しの視点

ア 原則として原価の回収率100%を目標とし、最低でも50%の回収を行うこととする。

イ 料額の見直しに合わせて、次の諸点の見直しを実施する。

○ 原価の算定方法の見直しを行う。特に、原価を構成する経費（施設の管理運営委託料等）の積算に当たっては、適切な標準運営経費を設定する。

○ 料額算定における利用率の設定については、現状における利用率によらず原価回収が可能となるような標準利用率を設定することとする。また、都民利用を高めるなど利用率向上のための努力を促進するとともに、必要性が薄れていることなどにより一定以上の利用が行われない事業については、廃止も検討する。

○ 現在、文化・教育施設の施設使用料については、料額の算定において、実際の原価の1/2を「原価」としているが、社会経済状況の変化等を踏まえ、その適用範囲などを見直す。

ウ 料額の設定において、サービスを受けている都民とそれ以外の都民の間において、著しい不公平の生ずるおそれのあるものについて見直す。

### ④ 実施方針

9年度予算において、引き続き受益者負担の適正化に努める。また、使用料・手数料について、一斉見直しを行うこととし、9年度の早い時期に実施案をとりまとめ、その内容を10年度予算に反映させることとする。

### (3) その他の方策

- 都有財産の活用については、財産管理の適正化、不用財産の売却、未利用財産の暫定利用などに努めることにより、収入の確保に努める。
- 特別会計のあり方については、会計設置の目的、事業のあり方などの観点から、検討を行い、必要な措置を講ずる。

## 4 財政運営・予算編成手法の改善

### (1) 基金活用の改善

#### ① 基本的考え方

今後、都税収入の伸び率が低水準で推移する中にあっても、財政調整基金の年度間調整機能を発揮させるため、確実に基金積立てを実施し、中長期的に安定した財源を確保することができるよう財政調整基金条例を改正し、積立て基準を改める。

また、元本取崩型基金等について、残高状況などを踏まえて再検討し、統合あるいは廃止する。

#### ② 実施方針

##### ア 財政調整基金

###### ○ 当初予算積立て

今後、都税収入が2%から3%程度の低い伸び率で推移する中にあっても、現行積立て基準が設定されたときに期待された積立てを確保できるよう、積立区分の段階の細分化を図るとともに、各積立区分ごとの積立率を高める。

###### ○ 補正予算積立て

当初予算編成時の予想を上回って都税収入が見込まれる場合には、中期的には大幅な税収増が期待できないことを考慮し、できる限り財政調整基金を充実することが可能となるよう、各積立区分ごとの積立率を高める。

#### イ 元本取崩型基金等

元本取崩型基金（シティ・ホール等建設基金、都市交通基盤整備基金、住宅整備基金、多摩振興整備基金、福祉施設整備基金）については、基金の効率的、効果的運用の観点から統合する。これとあわせて、美術資料取得基金を廃止する。

#### ウ 実施時期

今後、速やかに具体案を策定し、可能な限り早期に条例改正を行う。

## (2) 都債発行基準の設定

### ① 基本的考え方

起債制限団体への転落を回避するとともに、中長期的に財政の弾力性を確保するため、将来の公債費負担を可能な限り軽減する観点に立って、都独自の都債発行基準を定める。

### ② 都債発行基準

ア 当初予算において一般会計に計上する都債発行額は、当該年度に見込まれる一般財源の10%程度以下の範囲を目途とする。

イ 現状においては、当面、起債制限団体転落を回避するための上限である、5千億円程度に計上額を抑制することとする。

ウ 景気対策や都税の減収への対応等においては、上記基準を踏まえながら、財政運営の弾力性にも配慮しつつ、適切に都債の活用を行うこととする。

### (3) 予算編成手法の改善

#### ① 基本的考え方

予算編成において、限られた財源の中で、各局が自らの判断と自己責任に基づき、施策の見直しや適切な新規施策の選択を可能とするよう、財務局と各局との間での予算調整機能と責任の適切な分担を図る観点に立って、予算編成手法の改善を行う。

その際には、現行の一次経費、二次経費の経費区分についても見直しを行うこととする。

改善に当たっては、事業及び経費の内容を改めて精査することを前提とする。

#### ② 実施時期

今後具体的検討を行い、9年度の早い時期に実施案の取りまとめを行い、10年度予算編成から実施することとする。



## Ⅴ 財政健全化計画による財源捻出目標額

### 1 財政健全化方策の実施による財源捻出目標額

- 以上のような方策を実施した場合、9年度で4,440億円の財源捻出効果が見込まれ、都債の発行抑制2,500億円を考慮した差引純財源捻出目標額は1,940億円となる。その結果、財政収支試算の財源不足額5,000億円は、3,060億円まで圧縮される。
- 10年度までに財源不足額を解消するという財政健全化目標を達成するため、10年度には、財政収支試算の財源不足額4,300億円全額の解消が必要であり、そのためには、都債の発行抑制1,900億円を考慮すると、6,200億円の財源を捻出することが必要となる。
- 次頁の表の10年度の各欄の数値は、これを可能とするために実現しなければならない目標額であり、そのためには、本計画に基づき実施案を策定し、これを確実に実行することが不可欠であることを示すものである。
- なお、10年度目標額6,200億円のうち、9年度に実施する方策による平年度化分以外の10年度に新たに実施すべき目標額は4,360億円、これに都債の発行抑制1,900億円を考慮した純財源捻出目標額は2,460億円であり、9年度目標額1,940億円を520億円上回る。

財政健全化方策の実施による財源捻出目標額

(単位: 億円)

区分		9年度	10年度	うち10年度追加分	備考
財政収支試算の財源不足額 (a)		△5,000	△4,300	-	
財政健全化方策の見直し 内部努力	組織の見直し 職員定数削減	130	260	130	職員定数△4,500人 (8~10年度)
	給与費の見直し				
	事務経費の節減	130	130	-	
	小計	260	390	130	
財政健全化方策の見直し	行革大綱64項目の具体化	300	340	40	
	投資的経費の削減	2,600	2,800	2,800	歳出削減額 9年度試算対比 △4,000億円程度 (試算1兆5,800億円) 10年度試算対比 △4,500億円程度 (試算1兆5,000億円)
	経常的経費の見直し	470	1,370	900	
	区市町村財政支援の見直し				
	財政支出監理団体支出の適正化				
方策	制度の根本にまで遡った施策見直し				
	小計	3,370	4,510	3,740	
	歳入確保努力	800	1,200	400	
	受益者負担の適正化	10	100	90	
小計		810	1,300	490	
合計		4,440	6,200	4,360	
都債発行抑制		△2,500	△1,900	△1,900	発行額 9年度 5,000億円程度 (試算7,500億円) 10年度 5,000億円程度 (試算6,900億円)
財源捻出目標額 (b)		1,940	4,300	2,460	
要措置額 (a+b)		△3,060	0	-	

注: 投資的経費の削減額欄の数値は、都債充当前の一般財源額である。

(参考)

## 財政収支の試算内訳

(単位: 億円、%)

区分	8年度	9年度	10年度	
			増減率	増減率
歳入	65,991	66,200	0.3	67,600 2.1
地方税	40,413	43,000	6.5	45,300 5.3
都債	8,049	7,500	△6.4	6,900 △8.9
歳出	68,650	71,200	3.7	71,900 1.0
投資的経費	15,252	15,800	3.4	15,000 △4.7
公債費	3,411	4,800	42.1	5,700 17.6
財源不足額	△2,659	△5,000	—	△4,300 —
財源対策額	2,659			

## 〔試算の前提条件〕

- (1) 都税の伸び率は3.5%とし、9年度に地方消費税の創設を見込んでいる。
- (2) 都債は、投資的経費の規模に基づき、8年度と同様の考え方で見込んだ。なお、8年度の都債8,049億円のうち、520億円は減税補てん債であり、その他通常債が7,529億円である。9年度以降は減税補てん債は見込んでいない。
- (3) 人件費の伸び率は、7年度都人事委員会勧告率の0.97%とした。
- (4) 投資的経費は、原則として、伸びをみていない。
- (5) その他の歳出は、特別区財政調整会計への繰出金の伸び率を都税と同じ3.5%とし、その他の伸び率を物価上昇率を含め0.75%とした。

## 2 平成9年度の財源不足への対応

- ① 以上の財政健全化計画に掲げた諸方策を実施しても、現時点では、9年度において、3千億円程度の財源不足が生ずると見込まれる。これへの対応は、今後予算編成において、さらに歳出の削減などに取り組み、最大限その圧縮に努める必要がある。
- しかし、それでもなお財源の不足が生じる場合は、9年度限りのやむを得ない措置として、特別な財源対策を講ずることとする。
- ② 特別な財源対策の具体的方法については、従来実施してきた方法のほか、8年度に生ずることが見込まれる臨時的な都税の増収分の活用を含め、今後、検討していくこととする。
- なお、この増収分については、その性格を踏まえ、基本的には、財源の年度間調整機能を有する財政調整基金に積み立てることとする。

(参考)

① 平成 8 年度における都税収入見込み

ア 現時点においては、なお不確定要素が多いが、現在の収入状況等から推計すると、当初予算額に対して 3,000 億円程度の増収が見込まれる。

イ この増収の内訳は、

- 住専処理関連の有税償却分 1,900 億円程度
  - 徴税努力分 800 億円程度
  - その他増減差引 300 億円程度
- である。

② 平成 8 年度増収の性格とその影響

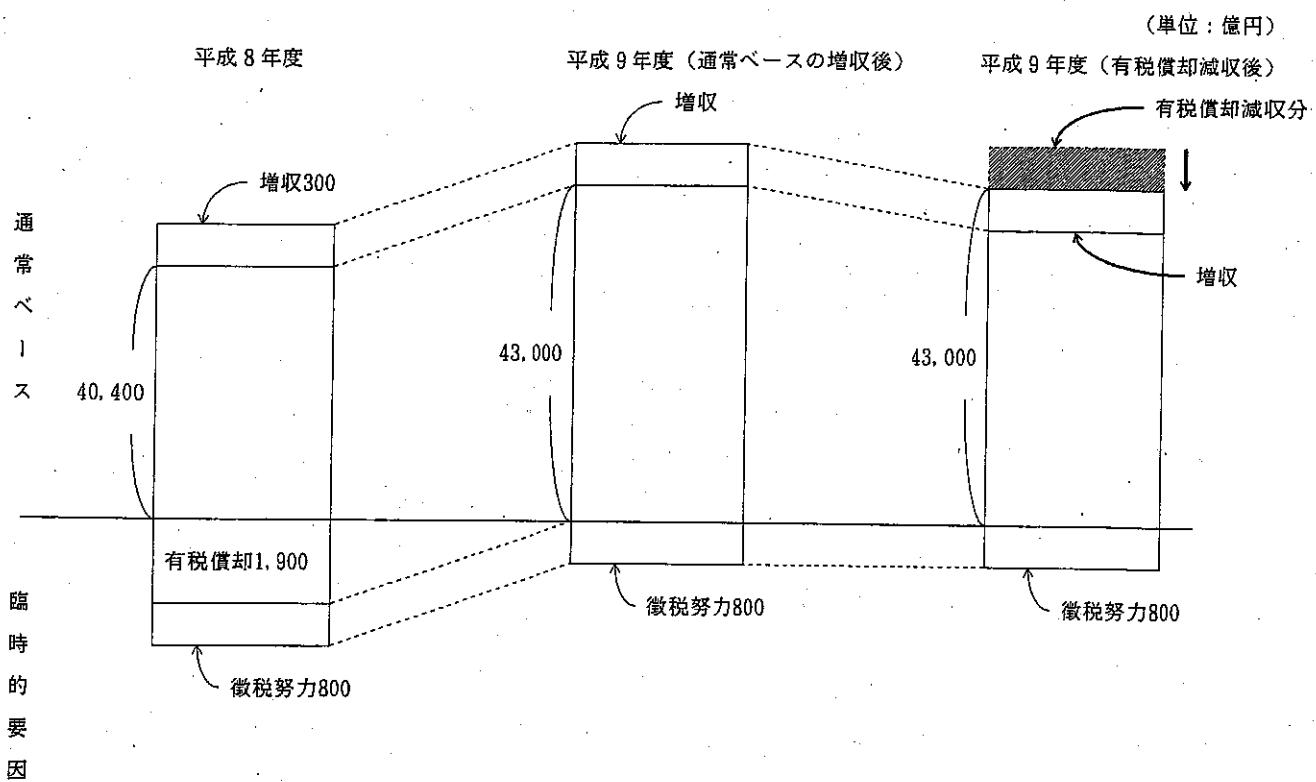
ア 8 年度の税収増のうち有税償却分は、9 年度以降順次各金融機関等において課税所得計算上損金に算入されるため、9 年度以降の税収減となってあらわれることになる。したがって、実質的には増収ではない。

イ また、この有税償却による増収は、8 年度限りのものであるため、9 年度以降の都税収入見込みの基礎に算入することはできない。

ウ 徴税努力分は、今年度の努力によって産み出されたものであり、9 年度以降もこれを確保するためには、引き続き努力が必要である。したがって、9 年度以降の増収額については、基本的には、健全化方策の一環として取り扱われるべきものである。

### ③ 平成 9 年度の都税収入見込み

現時点においては、なお不明確であるが、景気動向等不透明な要素はあるものの、7年度、8年度における若干の増収分の影響を考慮すると、有税債却分を9年度において損金算入することに伴う減収分が通常ベースの増収を超えない範囲にあるならば、微税努力による増収分を除いて、「財政収支試算」で見込んだ4兆3千億円は確保できるものと見込まれる。



(注) この有税債却とは、住専への不良債権処理に際して、債却額を税法上の損金扱いとせず、課税対象として扱うことである。

今回、8年3月の決算時には、住専処理関連法案が成立していなかったことなどから、各金融機関等は有税債却を行い、法人税（国税）、法人二税（都税）を納付した。

法案成立後、住専への不良債権が無税債却の対象となったため、今後の所得から損金算入できることとなり、9年度以降の税収減の要因となる。

## VI 財政健全化計画の実施体制

財政健全化計画に盛り込まれた方策を確実に実施するため、これまで計画策定を行ってきた「財政健全化検討委員会」を改組し、早急に「財政健全化実施委員会」を設置する。

この実施委員会の下に、必要に応じ、関係部局で構成する各種部会を設け、施策の抜本的な見直しなどの各種実施案を検討する。

この検討結果に基づき、9年度の夏を目途に財政健全化計画の実施案を策定し、10年度予算に反映させる。

## おわりに

この財政健全化計画は、今後の都財政運営の基本的な指針となるものであり、ここに盛り込まれた健全化方策を確実に実施に移していくかなければならない。このため、9年度予算に可能な限りその内容を盛り込む。さらに、来年度の早い時期に計画の実施案を取りまとめ、10年度予算に反映させていく必要がある。

本計画の具体化に当たっては、まず何よりも、全庁を挙げた血のにじむような取組みが不可欠であり、そのため各局の壁を越え、広い視野に立って、制度の根本にまで遡り施策の見直しを行うことが求められる。

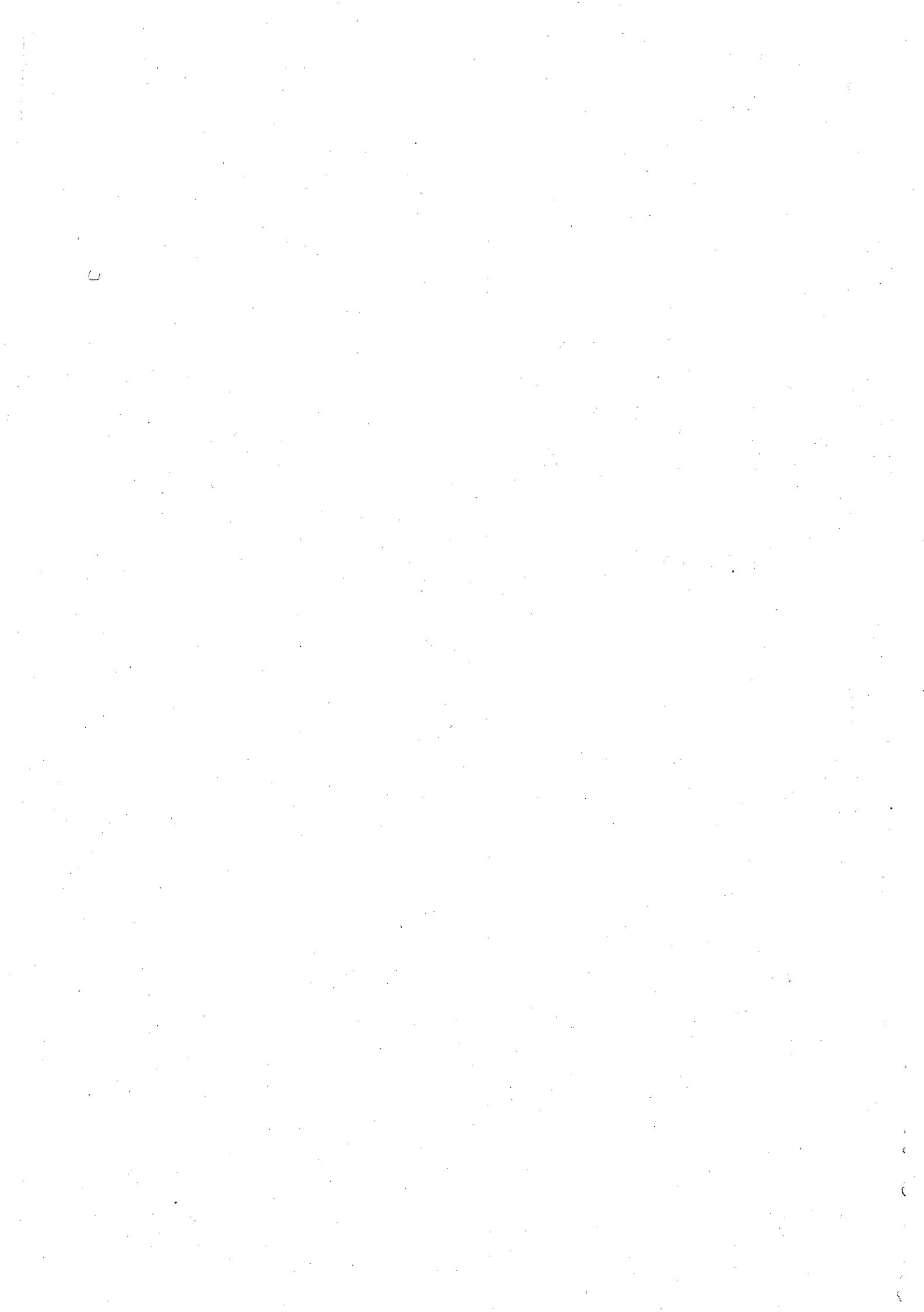
また、これらとあわせて、地方独立税源の充実確保や地方債許可制度の改善など、地方税財政制度の改革に向け、より一層努力しなければならない。

財政健全化は、都民と都議会の理解と協力を得られてこそ達成されるものであり、今後、計画内容の広報などに努める必要がある。

今や、都政は、大きな歴史的転換点に立っており、時代の流れに適応した改革を大胆に実行していく時機を迎えている。都民の負託に応えることができる都政の実現に向け、全庁一丸となって、取り組んでいくこととする。



## 參 考 資 料



# 東京都行政改革推進本部設置要綱

## (設 置)

第1 東京都における行政改革を積極的かつ総合的に推進するため、東京都行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政改革の基本方針の策定に関すること。
- (2) 行政改革の基本方針に基づく実施策の策定に関すること。
- (3) 行政改革に係る実施策の総括的な進行管理に関すること。

## (構 成)

第3 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び出納長をもって充てる。
- 4 本部員は、東京都府議等の設置及び運営に関する規則（昭和60年東京都規則第89号）第3条に規定する局長（以下「局長等」という。）及び外務長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、4に規定する者のほか、必要と認める者を臨時に本部員とすることができます。

## (会 議)

第4 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。

## (財政健全化検討委員会)

第5 本部に、第2(2)のうち財政健全化計画の策定に関する事項について調査、検討させるため、必要に応じて財政健全化検討委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、財務局を担当する副知事をもって充てる。
- 4 副委員長及び委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 委員長は、必要に応じて関係職員に調査を行わせることができる。

## (部 会)

第6 本部に、第2(2)に定める事項について専門的に調査、検討させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長の指名する副本部長、本部員その他の職員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会構成員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集し、会議を主宰する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を臨時に部員に指名し、又は関係職員に部会への出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第7 本部に、本部を補佐するために幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は総務局長をもって充てる。
- 4 幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

- 第8 本部の庶務は、総務局において処理する。
- 2 委員会の庶務は、財務局において処理する。
- 3 部会の庶務は、部会長の所属する局及び総務局において処理する。

(委任)

- 第9 この要綱に定めるものほか、本部の運営に必要な事項については本部長が、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が、部会の運営に関して必要な事項については部会長が、幹事会の運営に関して必要な事項については幹事長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月23日から施行し、行政改革に係る実施策の計画期間が終了した時点で、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行し、行政改革に係る実施策の計画期間が終了した時点で、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、行政改革に係る実施策の計画期間が終了した時点で、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成8年4月15日から施行し、行政改革に係る実施策の計画期間が終了した時点で、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成8年7月16日から施行し、行政改革に係る実施策の計画期間が終了した時点で、その効力を失う。

別表1 (第5関係)

副 委 員 長	政策報道室長、総務局長、財務局長、主税局長
委 員	政策報道室計画部長、総務局総務部長、総務局人事部長、総務局行政部長、総務局参事（行財政システム改革担当）、財務局主計部長、主税局税制企画部長

別表2 (第6関係)

## 財政健全化計画検討経過

開催年月日	内 容
平成8年4月15日	○ 財政健全化計画の策定に関する事項について調査、検討するため、行政改革推進本部の下に、財政健全化検討委員会を設置
4月17日	○ 第1回財政健全化検討委員会を開催 都財政の現状と今後の財政健全化の方向について検討 財政健全化検討委員会の下に幹事会を設置
	この間、隨時、幹事会等で中間のまとめに向けて検討
7月5日	○ 第3回委員会（幹事を含めた拡大委員会）を開催 財政健全化計画中間のまとめ骨子（案）を検討
7月9日	○ 第4回委員会（幹事を含めた拡大委員会）を開催 財政健全化計画中間のまとめ（案）を検討
7月11日	○ 第5回委員会を開催 財政健全化計画中間のまとめ（案）を委員会として決定
7月16日	○ 行政改革推進本部を開催 財政健全化計画中間のまとめを決定

開催年月日	内 容
	この間、隨時、幹事会等で財政健全化計画の諸課題について 検討
10月3日	○ 第6回委員会を開催 財政健全化計画の構成（案）を検討
	この間、隨時、幹事会等で財政健全化計画の諸課題について 検討
11月1日	○ 第7回委員会（幹事を含めた拡大委員会）を開催 財政健全化計画（素案）を検討
	この間、隨時、幹事会等で財政健全化計画の諸課題について 検討
11月27日	○ 第8回委員会を開催 財政健全化計画（案）を委員会として決定  ○ 行政改革推進本部を開催 財政健全化計画を決定

